

児童養護施設・母子生活支援施設・自立援助ホームで生活する  
児童の就職時の資格取得を支援する  
「ゆたかな育ちと自立」応援助成事業

令和  
5  
年度

# 社会人一年生スタート応援助成 実施要項

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

## 1 趣旨

本事業では、株式会社ジェイ・ストーム(レコード・映画制作会社)からの寄付をもとに、社会的養護施設(児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム)で生活する児童等のゆたかな育ちと、社会に向けた自立への歩みを応援することを目的として、就職時の各種資格等の取得にかかる費用の一部を助成します。

## 2 助成対象者(以下(1)①～④、もしくは(2)①～③いずれかの要件を満たす児童)

※本要項における「児童」には、助成要件を満たす満18歳以上の者を含みます。  
※過去に本助成を一部でも受けた児童は、申請できません。

### (1)児童養護施設・母子生活支援施設

- ① 助成申請時に、児童養護施設もしくは母子生活支援施設に入所している、または退所しているが令和3年4月1日以降において入所していた児童。
- ② 原則として、令和6年4月から9月までの間に就職を予定していること。  
※進学の場合は申請できません。
- ③ 本助成を活用して取得する資格証等の写しを、施設をとおして本会に提出できること。
- ④ 令和6年3月に高等学校を卒業し、その卒業証書等の写しを、施設をとおして本会に提出できること。

### (2)自立援助ホーム

- ① 助成申請時に、自立援助ホームに入所している、または退所しているが令和3年4月1日以降において入所していた児童。  
※退所児童については、3か月以上の継続した入所があること。
- ② 原則として、令和5年4月から令和6年9月までの間に就職した、もしくは就職を予定していること。
- ③ 本助成を活用して取得する資格証等の写しを、施設をとおして本会に提出できること。

### 3 対象資格、助成金額

令和5年4月以降に取得した、または取得予定の次の資格。

#### (1)普通自動車運転免許

児童1名につき180,000円を限度として助成

#### (2)その他、就職時に有用な各種資格

(パソコン操作技術、簿記、TOEIC、介護福祉士、保育士など、就職にあたり取得する資格)

児童1名につき180,000円を限度として実際に要した金額を助成

※運転免許や資格の取得にかかる他の助成制度の適用を受けた(または受ける予定がある)場合は、本助成の申請はできません。ただし、措置費「特別育成費」の『資格取得等特別加算費』は併用することができ、資格等取得に要した経費が特別加算費を超えた場合、その差額を申請できます。

### 4 提出書類・締切

#### (1)申請書(様式1)

提出締切 **令和6年1月31日(水)** まで ※当日消印有効

※ 既に資格取得済みの場合は、「(2)その他提出書類」を同封いただいて構いません。

#### (2)その他提出書類

提出締切 **令和6年3月15日(金)** まで ※当日消印有効

##### 【児童養護施設・母子生活支援施設】

《普通自動車運転免許の場合》以下2点

- ・ 高等学校卒業証書等のコピー
- ・ 運転免許証のコピー

《その他の資格の場合》以下3点

- ・ 高等学校卒業証書等のコピー
- ・ 資格証のコピー
- ・ 支払済の費用がわかる資料  
(資格認定実施機関・学校への振込控のコピー、授業料明細のコピー等)

##### 【自立援助ホーム】

《普通自動車運転免許の場合》以下1点

- ・ 運転免許証のコピー

《その他の資格の場合》以下2点

- ・ 資格証のコピー
- ・ 支払済の費用がわかる資料  
(資格認定実施機関・学校への振込控のコピー、授業料明細のコピー等)

※ 締切日までに資格の取得に至らない場合は、必ず「延長届」(様式2)を締切日までにご提出ください。

※ その場合、「延長届」とともに

・高等学校卒業証書等のコピー(児童養護施設・母子生活支援施設のみ)

・支払済の費用がわかる資料(領収書のコピー、振込控え 等)

をあわせてご提出いただくと、申請額の一部(上限100,000円)を先行して助成します。

差額は、資格取得後に助成します。

### (3)受領書 ※自立援助ホームのみ

本会から受領した助成金を児童に交付した自立援助ホームは、速やかに児童から受領書を徴収してご提出ください。

## 5 留意点

○児童1名につき、1つの資格等のみに助成します。

○助成申請受理通知はお送りしません。「(1)申請書」の提出後、「(2)その他提出書類」のご提出をお忘れのないよう、お願いします。

○助成申請後に資格等取得を予定している場合、各施設は、児童とよく面談いただくなどにより、取得時期の適切な目標を設定のうえ、その時期までの取得に向けて支援をいただくようお願いします。

○助成申請後、諸般の事情により資格の取得が難しくなった場合は、「辞退届」(様式3)をご提出ください。

○延長届に記載した取得見込になっても資格取得に至らない場合は、再度、延長届をご提出ください。

## 6 提出先

### 【児童養護施設または母子生活支援施設】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部

「ジェイ・ストーム助成事業」 担当：平野、真辺

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL：03-3581-6503

### 【自立援助ホーム】

自立援助ホーム あすなろ荘(全国自立援助ホーム協議会 事務局)

「社会人一年生スタート応援助成事業」 担当：恒松

〒204-0022 東京都清瀬市松山3-12-14

TEL：042-492-4632

## 7 助成金の振り込み

書類の提出状況を確認のうえ、令和6年5月中旬に助成の決定を通知します。その後、同年5月31日(金)(※予定)に助成金を申請書で指定の口座へ振り込みますので、施設から本人に交付してください。

## 8 個人情報の取り扱いについて

申請書に記載された個人情報は、本事業の運営管理の目的にのみ使用いたします。

## 9 問合せ先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部  
「ジェイ・ストーム助成事業」 担当：平野、真辺  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL：03-3581-6503

## 10 よくあるご質問

Q 書類の提出は、FAXでもいいですか？

A FAXでの書類提出は受け付けません。郵送でご提出ください。

Q 書類はどこに提出すればいいですか？

A 児童養護施設、母子生活支援施設は、全国社会福祉協議会にご提出ください。自立援助ホームは、全国自立援助ホーム協議会事務局にご提出ください。それぞれの住所など詳細は、「6. 提出先」をご確認ください。

Q 貸付制度との併用は認められますか？

A 費用の償還が必要である貸付制度であれば、併用して本助成に申請することができます。費用の償還が不要な助成制度は、本助成と併用できません。

Q 助成金の振込先口座は、児童本人の口座でもいいですか？

A 児童本人の口座を振込先とすることは原則認めません。振込先口座は施設の口座として、必ず施設が申請者として助成金の受領を確認し、児童本人に交付してください。